

久米島町長 様

確認書

私は、久米島町電気自動車等導入補助金の交付申請にあたり、下記の通り確認致します。

記

1. 財産処分制限期間内（車両は4年、V2Hは6年）に取得した財産を処分しない。
町長の承認を受けないで取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供しない。
また、補助対象車両及びV2Hを財産処分制限期間内に処分する場合、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金を返還します。
※ただし、使用者の故意又は重過失によらない事故等の場合は除くこととする。
2. 財産処分制限期間内に車載電池等の高額な費用を要するメンテナンスが生じた場合、実費負担になる可能性があることを理解し導入するものです。

以上

年 月 日

住所：

署名：_____